令和７年度
厚生労働科学行政推進調査事業費（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

障害者相談支援体制の強化に資する協議体を構成する理論的背景に関する研究
協議会の設置・運営ガイドラインを用いて

研究代表者	今橋 久美子	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
研究協力者	望月 太敦	杉並区立重症心身障害児通所施設わかば
	中澤 若菜	神奈川県総合リハビリテーションセンター
	小河 周平	株式会社・リニエ R
	北澤 和美	相模原市社会福祉事業団
	服部 森彦	長野大学
	青木 明子	NPO 法人・高次脳機能障害友の会ナナ
	田中 康雄	西南学院大学
	永野 叙子	東京都健康長寿医療センター
	平田 真基	NPO 法人・ほっとプラス

研究要旨　協議会（障害者自立支援協議会等を指す。）は、障害者総合支援法における相談支援体制の整備を着実に実施するために設置されており、設置・運営に関するガイドライン1)（以下、ガイドラインとする。）も定められているが、協議体の運営や協議の状況を評価するための指標は、会議の開催回数や部会の設置状況などの外形的・構造的指標にとどまり、実際の運営やその効果を検証する指標は存在していない。
本研究では、こうした協議会の状況を評価する指標の作成に援用することが可能な理論的な背景の検討を行った。まず、ガイドラインに記述される協議会の７つの機能を評価と機能に整理した。次にそれぞれの機能を協議会の構成員の立場と設置主体である市区町村の求める役割を元に検討を行った。
その結果、評価については、参加型評価(Participatory Evaluation)、協議に関しては熟議の理論(Deliberation)を援用し、その理論的背景に基づく指標を使用することで、協議会の状況の定性的な評価に加え構成員の主体性の向上と促進、コミュニケーションを活性化する可能性が示唆された。

A．研究目的

協議会に期待される地域課題を共有・検討する議論と、行政計画及び制度の評価に関する理論的背景を明らかにすることを目的とする。

B．研究方法

先行研究で紹介されている事例 2）とガ

イドラインを確認し、協議会の構成員と求められる機能の整理を行った。次に、公開されている 117 自治体の協議会の議事録を参照し、協議会の構成員と運営状況について調査した。その結果を踏まえ、協議会の機能の整理を行った後に、政策・プログラム評価の理論との整合性を探索的に検討した。
なお、本研究は理論研究であり、人を対象とした研究ではない。

C．研究結果

協議会の機能は、評価（ assessment, evaluation ）と協議（ discussion 、conference ）に整理できることが明らかになった。具体的には、協議会の機能のうち、「地域における障害者等への支援体制等に関する課題（地域課題）の抽出、把握及び共有」、「地域における相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握及び共有」、「市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握並びに必要に応じた助言等」を評価、「個別事例への支援のあり方に関する協議調整」、「地域における関係機関の連携強化」「社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施」「地域における課題等についての都道府県地域協議会への必要に応じた報告及び都道府県協議会との連携」を協議と整理した。

協議会に求められている計画等の評価や評価方法は、ニーズ評価、プロセス評価、想定されるアウトカム評価であり、セオリー評価や効率性（費用対効果）の評価を求められることは少ない。また、協議会の議事は、社会的マイノリティの権利や社会問題の解決を指向したものが設定される傾向にある。協議会の運営には、様々な立場のステイクホルダーが参画することが推奨されている上に、構成員には①コミュニケーションの活性化②主体性の向上③権利の尊重が要請されているため、想定されるコンフリクトを解消し、構成員の発議と議論を行う環境づくりが必要とされている。

D．考察

以上の要件を満たす指標として、評価の指標は参加評価の１つの手法であるエンパワメント評価の指標である GTO(Getting to Outcome)TM3)、協議の指標は、熟議の理論に基づく DQI(Discourse Quality Index)4) を用いることが適当であると考えられる。
源（2016）によれば、エンパワメント評価とは、評価の主体として評価の知識・技術を持つ専門家集団のみならず、評価対象のプログラムに関わりのある人々を巻き込み、ともに行う評価の形である参加型評価のひとつの手法であるとされる 5)。
鈴木（2012）によれば、熟議とは、個々人の本音をぶつけ合い共通課題を発見し、関係者それぞれの立場や役割を相互理解し、当事者意識を持って議論に関わることによって議論に関わることによって共通課題についての解決方法を編集・想像し、ボランタリーに改革が始めるプロセスであり、ツールとされる 6)。

協議会では、行政から提示される課題と地域からの提示する課題が交差し提示される。行政の提示する課題は、障害福祉計画等の評価が主であり、地域から提示する課題は、地域の実情や支援上の課題が主であり、行政と地域が提示する課題は一様ではない。

一方、協議会の構成員は、当事者や家族、関係団体や事業者の代表など、その属する立場により構成される。協議会における評価は、多様な立場から様々な見方をされることを期待されるが、協議会における協議は、構成員それぞれの立場や理解を相互に理解し、共通する課題を発見し議論することが求められる。
協議会では、このように行政が提示する課題を構成員の立場により評価し、課題には、構成員の立場によらない議論を指向し進められることから、こうした指向性に適した指標として、権利の尊重を踏まえた立場による評価であるエンパワメント評価に用いるGTOTMと、それぞれの立場や役割を相互に理解する熟議に用いるDQIを用いるのが適切と考えられる。

Ｅ．結論

本研究では、協議会の定性的な評価について理論的な考察を行った。指標として用いるためには、GTOTMもDQIも本邦における使用の先行例は少ないため、実際に協議会の運営の評価に用いるためには、実証的な研究による実情に応じた検討が必要である。

Ｆ．研究発表

1.　論文発表

該当なし

2.　学会発表

服部森彦、青木明子、北澤和美、田中康雄、永野叙子、平田真基「障害者相談支援体制の強化に資する協議体を構成する理論的背景に関する研究　～協議会の設置・運営ガイドラインを用いて～」日本リハビリテーション連携科学学会第 27 回大会(横浜市ウイリング横浜）　2026 年 2 月 28 日

Ｇ．知的財産権の出願・登録状況

1 特許取得　該当なし

2.実用新案登録　該当なし

3.その他　該当なし

文献

1）厚生労働省(2025)(自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン（改定版）
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001493985.pdf

2）特定非営利活動法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク(2010)自立支援協議会の活性化に向けた事例収集とガイドラインの作成、厚生労働省障害者総合福祉推進事業

3）D.M. Fetterman, Abraham Wandesman (2005) Empowerment Evaluation Principles , Gulliford Press

4) Steenbergen, M. R., Bächtiger, A., Spörndli, M., & Steiner, J. (2003). Measuring Political Deliberation: A Discourse Quality Index. Comparative European Politics, 1(1), 21–48.

5）源由理子(2016)参加型評価　改善と変革のための評価の実践　, 晃洋書房

6）鈴木寛(2010)文部科学省＜熟議＞に基づく政策形成の新機軸
https://www5.cao.go.jp/entaku/shiryou/22n5kai/pdf/100409_12.pdf